

惟高親王ハ御位叶ハザリケレバ、小野里ニ引籠給ケリ、小野親王トハ是也、又ハ持明院トモ申ケリ○中略其ヨリシテ山門ノ訴狀ニハ、今ノ代マデモ、慧亮碎腦、尊意振劔トハ書トカヤ○又見元亨釋書

〔本朝通紀〕永井定宗曰、親王○清和生而僅九月、立爲太子、當此時惟喬既四歲、固宜立矣、而立惟仁者、以其爲攝政良房之外孫故也、天皇雖欲立惟喬、豈能得乎、而釋師鍊謂、二皇子爭儲位、帝令鬪、藝勝者得位、乃賭競馬相撲、惟喬有力士名虎、惟仁有力士善雄、名虎膂力甚強、惟仁使僧惠亮祈善雄、乃得勝、於是惟仁立爲儲貳、行長之記亦載此事、然名虎之死、已在惟仁不生之前、則其虛誕可知、唯是浮屠夸說其祈驗、而人人吠虛傳訛耳、豈足信也哉、

〔讀史餘論〕神皇正統記に、光孝より上つかたは一向上古也、萬の例を勘ふるも、仁和より下つかたをぞ申める、五十六代清和幼主にて外祖良房攝政す、其外戚專權の始變一

〔三代實錄清和二十九〕貞觀十八年十一月廿九日壬寅、是日天皇讓位於皇太子○陽成、勅右大臣從二位兼行左近衛大將藤原朝臣基經、保輔幼主、攝行天子之政、如忠仁公良房原故事、

〔愚管抄光孝〕陽成院御物氣歟、於事勿論之御事也、仍外舅昭宣公藤原基經大臣以下相談して、此御門孝○光を位に即まゐらせらる、

〔愚管抄三〕この陽成院九にて位に即て八年、十六までの間に、昔の武烈天皇の如く、なめならずめざましくおはしましければ、をちにて昭宣公基經は、攝政にて諸の羣議有て、是はいかゞは國主とて、國をも治めおはしませべきとてなんおろしまゐらせんとて、やうくに定めありけるに、仁明の御子にて、時康の親王孝○光とて、式部卿宮にておはしましけるをむかへとりて、位に即まゐらせられけり、

〔神皇正統記陽成〕天皇諱は貞明清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子二條の后、贈太政大臣長良のむすめなり、丁酉のとし即位改元、右大臣基經攝政して太政大臣に任ず養子なり、實は中納